

事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 25 日

各市町村国民健康保険主管課長
各市町村後期高齢者医療制度主管課長
岩手県後期高齢者医療広域連合事務局長
岩手県国民健康保険団体連合会事務局長
岩手県医師国民健康保険組合事務長

様

岩手県保健福祉部健康国保課国保担当課長



平成 28 年熊本地震の被災者に係る国民健康保険・後期高齢者医療
制度の一部負担金の免除措置の終了について

標記について、別添のとおり熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課
長から連絡がありましたので、取扱いに遺漏のないよう留意願います。

担当：国保担当 湊

電話：019-629-5479

国高第551号
平成29年9月21日

都道府県国民健康保険主管課長
都道府県後期高齢者医療主管課長

} 様

熊本県健康福祉部健康局
国保・高齢者医療課長

平成28年熊本地震の被災者に係る国民健康保険・後期高齢者医療制度
の一部負担金の免除措置の終了に伴う周知について（依頼）

平素から本県の国民健康保険行政及び後期高齢者医療行政の推進につきまして、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成28年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の免除措置については、平成29年9月30日をもって終了することとなっています。

つきましては、免除措置の終了について周知徹底を図る必要がありますので、別添の周知用チラシの活用などにより関係団体や医療機関等へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

熊本県健康福祉部
健康局 国保・高齢者医療課
Tel 096-333-2221(国保支援班)
Tel 096-333-2223(高齢者医療班)
Fax 096-387-2614
Mail:kokuhokourei@pref.kumamoto.lg.jp

医療機関等の窓口負担の免除は、 平成29年9月30日で終了します。

- 熊本地震で被災された方で、熊本県全域の市町村国保、国保組合及び後期高齢者医療[※]にご加入の方は、医療機関等に免除証明書を提示することにより、受診する際の窓口負担が免除となっておりますが、この取扱いは、平成29年9月30日で終了します。
- 免除措置終了に伴い、平成29年10月1日以降は、医療機関の窓口負担の支払いが必要となります。

※その他、協会けんぽ、健康保険組合及び共済組合などについてはご加入の保険者にご確認下さい。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。